

## 別表第1

上：消費税 8%込  
下：(消費税抜)

使用施設名		平日			休日		
		使用時間の選択		超過時間 1時間 につき	使用時間の選択		超過時間 1時間 につき
		タイプ1	タイプ2		タイプ1	タイプ2	
		9:00~17:00	9:00~20:00		9:00~17:00	9:00~20:00	
展示場	全室	299,160円 (277,000)	401,220円 (371,500)	41,580円 (38,500)	359,640円 (333,000)	481,410円 (445,750)	49,680円 (46,000)
	分割(A)	213,840円 (198,000)	287,280円 (266,000)	29,700円 (27,500)	255,960円 (237,000)	343,440円 (318,000)	35,640円 (33,000)
	分割(B)	81,000円 (75,000)	109,080円 (101,000)	11,340円 (10,500)	97,200円 (90,000)	130,680円 (121,000)	13,500円 (12,500)
	分割(C)	138,240円 (128,000)	185,760円 (172,000)	19,440円 (18,000)	165,780円 (153,500)	223,020円 (206,500)	23,220円 (21,500)
	分割(D)	147,960円 (137,000)	199,260円 (184,500)	21,060円 (19,500)	177,660円 (164,500)	238,950円 (221,250)	24,840円 (23,000)
	分割(E)	21,060円 (19,500)	27,810円 (25,750)	3,240円 (3,000)	24,840円 (23,000)	34,020円 (31,500)	3,780円 (3,500)
小展示室		15,120円 (14,000)	20,250円 (18,750)	2,160円 (2,000)	15,120円 (14,000)	20,250円 (18,750)	2,160円 (2,000)

- ※ 施設使用単位時間には、使用者の準備、原状に復する時間を含む。  
 ※ 休日とは、土曜日・日曜日・国民の祝日振替休日及び年末年始（12/29から1/3まで）をいう。  
 ※ 超過料金1時間につきとは、使用時間が30分を超え1時間未満を1時間とする。  
 ※ 空調運転料金（8時00分から18時00分まで）は、使用料に含まれています。

## 別表第2

上：消費税 8%込  
下：(消費税抜)

種別	名称	使用単位		使用料金
貸出備品	放送音響設備	1日につき	1式	3,240円 (3,000)
	展示台		10台	540円 (500)
	商談机		10台	540円 (500)
	商談椅子		10脚	324円 (300)
設備	電力(天井照明以外)			実費
	ガス			実費
	水道			実費
	インターネット回線使用料(1日につき)			540円 (500)

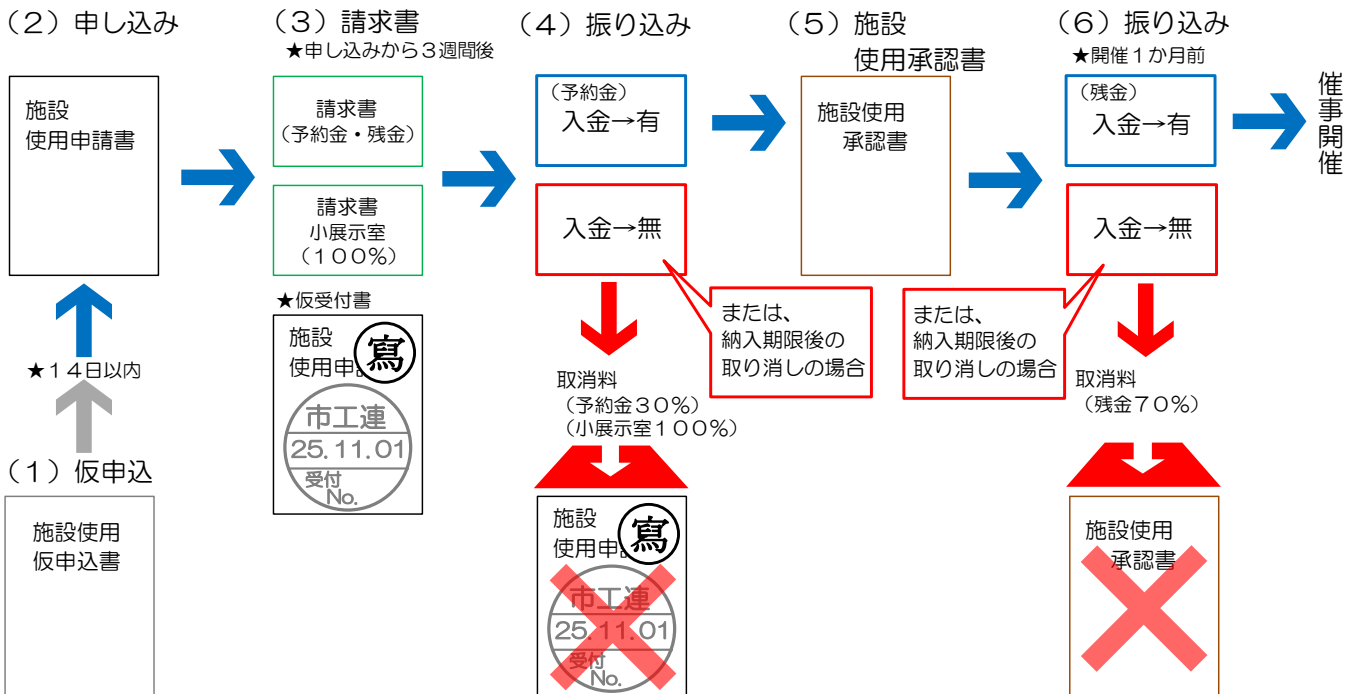
※準備日(設営、撤去)も使用料が発生します。

別表第3

受付日	(1) 全室使用の場合、使用月の1年前の月の初日から。 (2) 分割使用(A・C・D)の場合、使用月の7か月前の月の初日から。 (3) 分割使用(B)の場合、使用月の6か月前の月の初日から。 (4) 分割使用(E)の場合、全室使用及び分割使用がない日に限り使用日の1か月前の同曜日から。 (5) 小展示室使用の場合、使用月の1年前の月の初日から。 (6) 受付は、土、日、祝日、振替休日12月29日から1月3日を除く。 ※使用者の決定にあたり、公共使用、国際行事、全室使用、分割使用順の順で優先使用の調整を行う。 ※調整後の空き日については、先着順で使用決定する。
受付時間	午前9時から午後5時まで。

別表第4

(申込から施設使用までの流れ)



- (1) 使用者は「仮申込書」を提出した日から14日以内に「施設使用申請書」を提出します。これを過ぎた場合は仮申込を取り消します。
- (2) ①産賢ホールは施設使用申請書の内容が、第5条に定める使用制限事項に該当しないと認めるときは、施設使用申請書に受付印を押印し、その“写”を“仮受付書”として使用者に発行します。  
②また、請求書(予約金30%及び残金70%)を送付します。  
なお、小展示室は使用料100%一括請求となります。
- (3) 施設使用申請書を受理した日から3週間後の市工連が定める日までに予約金として使用料30%(小展示室は100%)を納入します。  
但し、市工連が定める日までに納入されない場合は使用料30%を取消料として申し受けます。
- (4) 使用料30%(小展示室は100%)の入金確認後「施設使用承認書」を使用者に発行します。
- (5) 使用予定日の1か月前の市工連が定める日までに使用料70%を納入します。  
但し、市工連が定める日までに納入されない場合には施設使用承認を取り消し、使用料70%を取消料として申し受けます。

別表第5

利用施設	利用取消日	取 消 料
展示場	使用料（予約金30%）納入期限の翌日から	施設使用料の 30%
	使用料（残金70%）納入期限の翌日から	施設使用料の100%
小展示室	使用料（100%）納入期限の翌日から	施設使用料の100%